

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 大成建設株式会社  
法人番号: 4011101011880  
住 所: 東京都新宿区西新宿1丁目25番1号
2. 指名停止措置期間: 令和2年6月16日から令和2年7月15日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲: 九州地方測量部管内

4. 事実概要:

大成建設株式会社の作業所所長は、令和元年6月25日、アスベストの除去作業の仕事を開始するにあたり、仕事の開始の日の14日前までに鹿児島労働基準監督署長に計画の届出を行わなかったとして、令和2年4月3日、労働安全衛生法違反による罰金の略式命令を受けた。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である大成建設株式会社の使用人の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1~14 略	略
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)  
総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)